



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

716	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課).....	1
717	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	1
718	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
719	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
720	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	2
721	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2

○ 海区漁業調整委員会指示

5	ひき縄釣による水産動物の採捕		3
---	----------------	-------	---

○ 公告

	労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	4
--	--------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072200144	有限会社ハートフルケア紀南	有限会社ハートフルケア紀南	和歌山県田辺市学園30-19	訪問介護	令和7.8.31

和歌山県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3070190008	株式会社MIN	福祉用具さやか	和歌山県海南市岡田21番地	福祉用具貸与	令和7.9.1	令和13.8.31
				特定福祉用具販売	令和7.9.1	令和13.8.31

				介護予防福祉 用具貸与	令和 7. 9. 1	令和 13. 8. 31
				特定介護予防 福祉用具販売	令和 7. 9. 1	令和 13. 8. 31

和歌山県告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011800 509	はじめ茶話	岩出市山田41	生活介護	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取 町七山東909	令和 7. 8. 31

和歌山県告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 105	就労継続支援B 型Lavie	橋本市胡麻生32 3-1	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社COR E.	橋本市胡麻生55 2番地	令和 7. 9. 1

和歌山県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
本町薬局	和歌山市本町5-28	徳田純一	令和 7. 9. 1

和歌山県告示721号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/d00155448.html>）から閲覧することができる。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和7年9月5日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合
- (2) 試験研究のために採捕する場合
- (3) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項に規定する許可に基づき、採捕従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 承認の条件

- (1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

- (2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

- (3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

- (4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

- (5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養上又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

- (6) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に定める。

6 指示の有効期間

令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

公 告

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和7年9月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

令和7年9月5日から同月19日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課